

**令和3年度**  
**飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金**  
**募集要項**

**【募集期間】**

前期：令和3年5月31日（月）～7月30日（金）

後期：令和3年7月31日（土）～9月30日（木）

**※申請書は、郵送で提出してください（当日消印有効）。**

**【岐阜県ホームページ】**

トップページ > 岐阜県 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > くらしと仕事の支援策 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策 > 飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/150178.html>

令和3年5月 策定

（令和3年7月 改定）

岐阜県 健康福祉部

感染症対策調整課 社会基盤係

〔目次〕

1. 事業の目的	2
2. 補助対象事業者	2
3. 補助対象事業の概要	3
4. 補助対象期間（購入の期間）	3
5. 補助率及び補助限度額	3
6. 申請手続き	4
7. 交付決定について	6
8. 補助金の交付について	6
9. 事業実施における留意事項	6
10. 申請の流れについて	7

## 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の最大の急所である「飲食」においては、マスクを外した際の飛沫感染防止のためのアクリル板等の設置が推奨されていることから、導入を支援することで、更なる感染防止対策を促進します。

## 2. 補助対象事業者

岐阜県内で飲食店(※)を営む事業者

ただし、次に掲げる対象外施設及び対象外事業者を除く。

### 《対象外施設》

- (1) コンビニエンスストアやスーパーマーケット等のイトインスペース
- (2) 自動販売機
- (3) テイクアウトやデリバリーのみで営業する施設
- (4) 国、県又は市町村が所有、管理又は運営する施設
- (5) 店舗型性風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項）を行う施設

### 《対象外事業者》

- (1) 暴力団と密接な関係を有する者（飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 1 号から第 8 号に該当する者）
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (3) 県税の滞納がある者

### (※)「飲食店」

この要綱において「飲食店」とは、食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けて営業する施設を言います。

### 3. 補助対象事業の概要

補助金の対象となる経費は、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります（P 5 参照）。

なお、国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業は、補助対象外となります。

#### (1) 補助対象事業及び経費

補助対象事業	補助対象経費
飲食店内における飛沫感染防止対策のため設置するアクリル板等遮蔽物の購入	アクリル板等遮蔽物の購入に要する経費 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

#### (2) 経理処理上の留意事項

- ア 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払いとなります。
- イ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません（補助事業終了後の補助金額の確定作業において、書類等の確認ができない場合には、補助対象外となります。）
- ウ 交付金申請額の算出において、千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てた金額を交付金申請額として計上してください。
- エ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

### 4. 補助対象期間（購入の期間）

補助対象となる遮蔽物については、令和2年5月14日（木）以降に購入し、かつ、令和3年9月30日（木）までに納品及び支払いが完了している必要があります。

※申請書の提出時には、令和2年5月14日以降に購入及び支払いを行ったことがわかる資料（請求書、領収書等）を添付していただきます（P 5 参照）。

### 5. 補助率及び補助限度額

補助率は補助対象経費の10/10です。

補助金額の上限額は1店舗あたり50,000円です。

## 6. 申請手続き

### (1) 申請受付期間及び申請回数

前期：令和3年5月31日（月）～7月30日（金）当日消印有効

後期：令和3年7月31日（土）～9月30日（木）当日消印有効

1事業者につき、前期、後期それぞれ1回ずつ申請いただけます。  
ただし、1店舗あたりの前期、後期の申請額の合計は50,000円を超えることはできません。

### (2) 申請書類等の取得

補助金の交付要綱や、申請書等の様式は、次のいずれかの方法で取得できます。

#### ①岐阜県ホームページ

トップページ > 岐阜県 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > くらしと仕事の支援策 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策 > 飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/150178.html>

#### ②窓口

各市町村及び県事務所でも配付します（P8、9参照）。

### (3) 提出先

〒500-8384

岐阜県岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎内

「飛沫対策補助金」事務局

TEL：058-274-0150

### (4) 提出方法

ア 申請書の提出は郵送のみとし、簡易書留、特定記録など配達されたことが確認できる方法によってお送りください。

イ 提出の際は、封筒の表面に【飛沫対策補助金申請書類在中】と朱書きしてください。

ウ 申請書の記入漏れや添付書類の不備があった場合は、審査に影響しますので、「提出書類のチェックリスト」にて提出前に再度ご確認ください。

エ 提出された申請書類および添付資料は返却いたしませんので、申請前に写しを取り、保管しておいてください。

オ 申請書類作成、送付等に係る費用は、申請者の自己負担となります。

(5) 提出書類

※申請様式の記入方法または添付書類の添付方法等の詳細については、別添「添付書類の詳細について」および「申請書類の記入方法」をご確認ください。

《新規》

- 1 交付申請書（別記第1号様式）
- 2 申請者明細書（別記第2号様式）
- 3 購入内容明細書（別記第3号様式）
- 4 誓約書（別記第4号様式）
- 5 飲食店営業許可または喫茶店営業許可（写）
- 6 通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分
- 7 直近の確定申告書（写）※税務署の受付印又は受付番号のあるもの  
※受付印又は受付番号がない場合は、県税の納税証明書（税額証明）等の提出に代えてください。  
※納税証明書については、最寄りの県税事務所へご相談ください。
- 8 身分を証明する書類の写し（個人事業者のみ）  
（パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証等）
- 9 購入した遮蔽物の写真
- 10 購入日時、金額等がわかる書類の写し（レシート、領収書、クレジットカード、キャッシュレス決済の利用明細等）
- 11 購入した遮蔽物の設置の様子がわかる写真
- 12 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真

※本補助金申請のために提出いただく県税の納税証明書については、納税証明書の交付請求時に申し出ていただくことにより、当該手数料の免除が受けられます。

《2回目の申請時（前期に申請済みであり後期にも申請する方）》

- 1 交付申請書（別記第1号様式）
- 2 購入内容明細書（別記第3号様式）
- 3 誓約書（別記第4号様式）
- 4 購入した遮蔽物の写真
- 5 購入日時、金額等がわかる書類の写し（レシート、領収書、クレジットカード、キャッシュレス決済の利用明細等）
- 6 購入した遮蔽物の設置の様子がわかる写真

※2回目の申請時に、前期に申請していない店舗分を含む場合、その店舗については、飲食店営業許可または喫茶店営業許可（写）の提出が必要です。

※前期申請時と支払い口座が異なる場合、申請者明細書（別記第2号様式）及び通帳の写しの提出が必要です。

## 7. 交付決定について

### (1) 審査

提出いただいた申請書は、県にてその内容を審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します。(必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。)なお、書類に不備がある場合や修正等が必要な場合には、申請書に記載の連絡先にご連絡させていただきます。

### (2) 交付決定

(1) の審査終了後、申請者に対し順次審査結果を文書にて通知します。(補助対象者として決定された事業者の方には交付決定通知書を送付します。)

交付決定前に審査の結果についてお答えすることはできませんので、ご了承ください。

## 8. 補助金の交付について

「7.(2) 交付決定」にある交付決定通知書の送付の後、当該通知書に記載の交付決定金額を、ご指定の口座へお支払いいたします。

## 9. 事業実施における留意事項

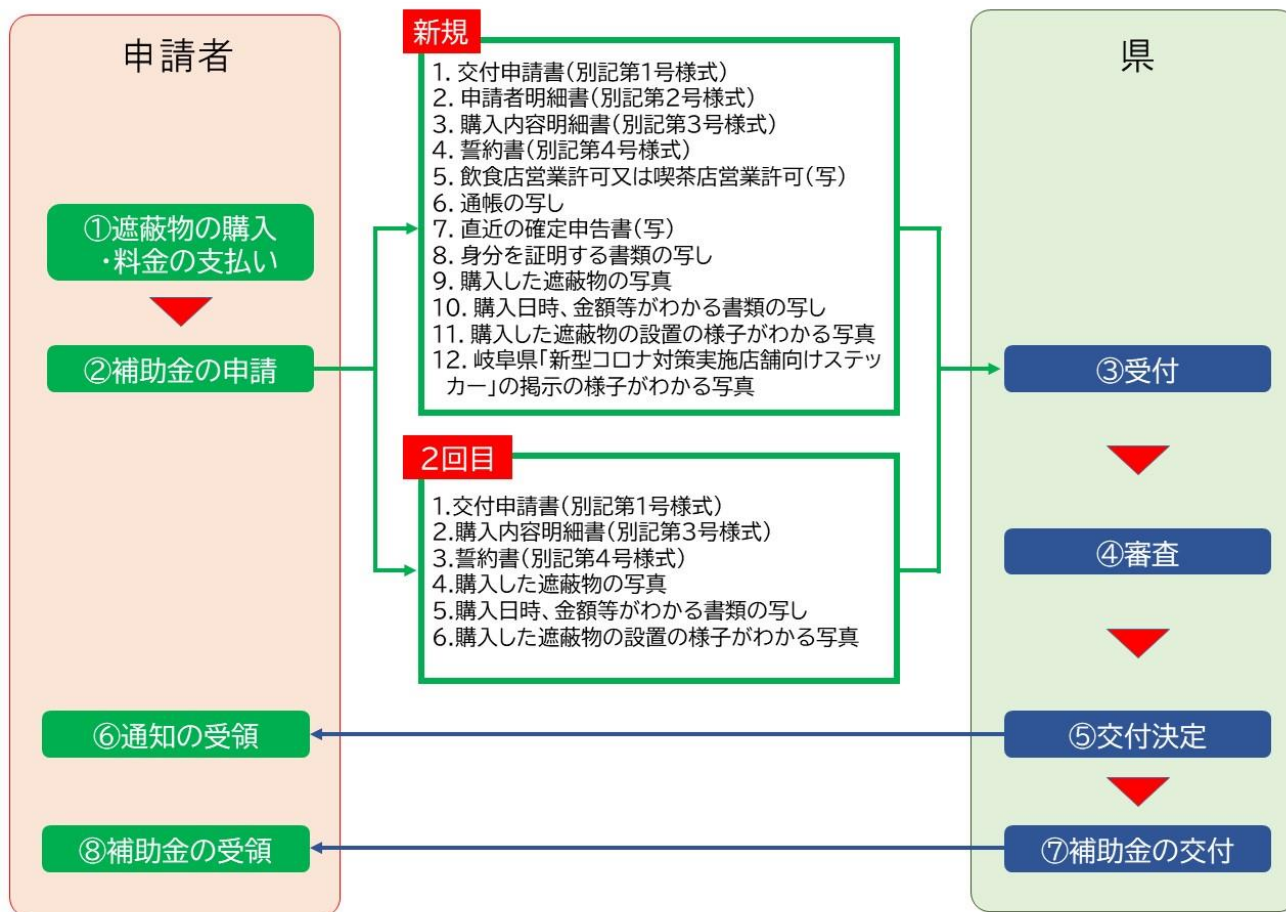
本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及び、飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金交付要綱を遵守してください。

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得価格等が50万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換等してはいけません。ただし減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間を経過した場合は、この限りではありません。
- (3) 県が実施する施策の一環として、事業者名等の公表を行なう場合があります。
- (4) 補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を発表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。
- (5) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告してください。国等の補助金等の補助対象経費になった部分については、この補助金の補助対象経費とはなりません。
- (6) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがあります。
- (7) 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等(他の用途への無断流用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

- (8) 補助事業者は、補助対象事業により整備し取得し又は効用が増加した財産に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示しなければなりません。
- (9) その他、「飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金交付要綱」等に定める内容についてご確認ください。

## 10. 申請の流れについて

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。





申請書等の様式はこちらでも配布しております。

※申請書の送付先ではありませんので、ご注意ください。

※配布窓口にて、申請方法に関する詳細についてはお答えできませんので、

専用のコールセンターまでお問い合わせください。 ☎058-274-0150

○各市町村窓口一覧

市町村名	担当課	住所	電話番号
岐阜市	商工課	岐阜市司町 40-1	058-214-2360
大垣市	社会福祉課	大垣市丸の内 2-29	0584-81-4111
高山市	健康推進課	高山市花岡町 2-18	0577-35-3160
多治見市	産業観光課	多治見市日ノ出町 2-15	0572-22-1250
関市	商工課	関市若草通 3-1	0575-23-6752
中津川市	健康医療課	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111
美濃市	産業課	美濃市 1350	0575-33-1122
瑞浪市	商工課	瑞浪市上平町 1-1	0572-68-2111
羽島市	商工観光課	羽島市竹鼻町 55	058-392-9943
恵那市	商工課	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111
美濃加茂市	商工観光課	美濃加茂市太田町 3431-1	0574-25-2111
土岐市	産業振興課	土岐市土岐津町土岐口 2101	0572-54-1111
各務原市	商工振興課	各務原市那加桜町 1-69	058-383-7284
可児市	観光交流課	可児市広見 1-1	0574-62-1111
山県市	まちづくり・企業支援課	山県市高木 1000-1	0581-22-6831
瑞穂市	商工農政観光課	瑞穂市宮田 300-2	058-327-2103
飛騨市	商工課	飛騨市古川町本町 2-22	0577-62-8901
本巣市	産業経済課	本巣市三橋 1101 番地 6	058-323-7756
郡上市	商工課	郡上市八幡町島谷 228	0575-67-1808
下呂市	商工課	下呂市森 960	0576-24-2222
海津市	商工観光課	海津市海津町高須 515	0584-53-1374
岐南町	経済環境課	岐南町八剣 7-107	058-247-1370
笠松町	環境経済課	笠松町司町 1	058-388-1114
養老町	産業観光課	養老町高田 798	0584-32-1108
垂井町	産業課	垂井町宮代 2957-11	0584-22-7515
関ヶ原町	地域振興課	関ヶ原町関ヶ原 894-58	0584-43-1112
神戸町	総務課	神戸町神戸 1111	0584-27-0171
輪之内町	産業課	輪之内町四郷 2530-1	0584-69-3138
安八町	企画調整課	安八町氷取 161	0584-64-7101
揖斐川町	商工観光課	揖斐川町三輪 133	0585-22-2111
大野町	まちづくり推進課	揖斐郡大野町大字大野 80 番地	0585-35-5374
池田町	産業課	池田町六之井 1468-1	0585-45-3111
北方町	政策財政課	北方町長谷川 1-1	058-323-1111
坂祝町	総務課	坂祝町取組 46-18	0574-66-2401
富加町	産業環境課	富加町滝田 1511	0574-54-2113
川辺町	健康福祉課	川辺町中川辺 1518-4	0574-53-2515
七宗町	総務課	七宗町上麻生 2442-3	0574-48-1111
八百津町	地域振興課	八百津町八百津 3903-2	0574-43-2111
白川町	企画課	白川町河岐 715	0574-72-1311
東白川村	地域振興課	東白川村神土 548	0574-78-3111
御嵩町	まちづくり課	御嵩町御嵩 1239-1	0574-67-2111
白川村	観光振興課	白川村鳩谷 517	05769-6-1311

○県の窓口一覧

窓口	住所	電話番号	所管圏域（市町村）
「飛沫対策補助金」事務局	岐阜市藪田南 5-14-12 シンクタンク庁舎内	058-274-0150	・岐阜圏域 〔岐阜市、羽島市、各務原市、 瑞穂市、山県市、本巣市、 岐南町、笠松町、北方町〕
西濃県事務所 振興防災課 振興防災係	大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111 (内線 211)	・西濃圏域 〔大垣市、海津市、養老町、 垂井町、関ヶ原町、神戸町、 輪之内町、安八町〕
揖斐県事務所 振興防災課 振興防災係	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111 (内線 207)	・揖斐圏域 〔揖斐川町、大野町、池田町〕
中濃県事務所 振興防災課 振興防災係	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011 (内線 217)	・中濃圏域 〔関市、美濃市、郡上市〕
可茂県事務所 振興防災課 振興防災係	美濃加茂市古井町 下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111 (内線 283)	・可茂圏域 〔美濃加茂市、可児市、 坂祝町、富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町〕
東濃県事務所 振興防災課 振興防災係	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111 (内線 209)	・東濃圏域 〔多治見市、瑞浪市、土岐市〕
恵那県事務所 振興防災課 振興防災係	恵那市長島町 正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111 (内線 211)	・恵那圏域 〔中津川市、恵那市〕
飛騨県事務所 振興防災課 振興防災係	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111 (内線 206)	・飛騨圏域 〔高山市、飛騨市、下呂市、 白川村〕